

# 新方袋連合自治会会則

改正 平成27年4月12日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 会は、「新方袋連合自治会」と称する。(以下「会」という。)

2 会を代表する者は、「地区長」と称する。

(区域及び会員)

第2条 会は、春日部市新方袋及び西八木崎、豊町、中央地区を区域とし、住民(加入単位は世帯)を会員、区域内の事業所を賛助会員として構成する。

(事務所)

第3条 会の事務所は、新方袋地区集会所(春日部市豊町1丁目2番地)に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、地域文化を尊重し、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、行政との協調・協力をすすめつつ住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 専門部活動に関すること。
- (3) 会内外の各種団体との連絡調整に関すること。
- (4) 行政情報の活用及び行政との連絡調整に関すること。
- (5) 所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関すること。
- (6) 地域の将来計画の作成に関すること。
- (7) その他会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 会に次の役員を置く。

- (1) 地区長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 部長 15名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

2 役員を選出は、総会において、出席者の投票により、代表者のうちから選出する。

(任務及び任期)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 地区長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 地区長を補佐し、地区長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 部長 各専門部を代表し、専門の業務を行う。
- (4) 会計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 監事 会の会計監査を行い総会に報告する。

2 役員の仕事は、2年とし再任を妨げない。任期内に退任した場合に就任した役員の仕事は、残任期間とする。

## 第4章 組織

(専門部)

第8条 会の事業を達成するため、次の専門部を置く。

- (1) 総務部 会務の総合調整、会議の記録と整理などに関すること。
- (2) 防災防犯部 防災、防犯、交通安全、防火などの対策に関すること。
- (3) 環境衛生部 クリーン推進、環境保全、環境衛生などに関すること。
- (4) 文化福祉部 教育、文化、青少年育成、高齢者対策などに関すること。
- (5) 体育部 体育祭、レクリエーション、健康増進などに関すること。
- (6) 広報部 会の広報、市の広報誌配布、回覧の配布などに関すること。
- (7) 集会所管理部 新方袋地区集会所の利用、施設の管理などに関すること。

2 役員会は、必要と認めるとき、臨時の専門部を設けることができる。

3 専門部員は、代表者及び会員から選出し、監事を除く役員との重任を妨げない。

(組、班及び地区内自治会)

第9条 会の運営を円滑に行うため、組、班及び地区内自治会を置く。

2 組、班及び地区内自治会は、会員のうちから班長を選出する。班長は原則として輪番制とする。ただし、高齢者及び他の理由により、業務が困難と認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

3 組、班及び地区内自治会は、代表者を選出する。また、会運営の必要に応じて、役員会で代表者を選出することができる。代表者は、前項の班長と重任できる。

4 班長は、広報誌等の配布物を会員に配布し、会費の徴収を行う。

5 代表者の選出数は、組、班及び地区内自治会から1名を選出し、会員の数が20人を超える場合は、超えた人数20人に対して1名の代表者を加えて選出する。

6 代表者は、組、班及び地区内自治会を代表し、会の業務を行う。

## 第5章 会議

(会議)

第10条 会の会議は、総会、役員会、代表者会及び専門部会とする。総会は、会の最高決議機関であり、総会及び臨時総会とし、代表者をもって構成する。役員会は監事を除く、第6条の役員をもって構成する。

(召集)

第11条 総会は、年1回開催する。臨時総会は、地区長が必要と認めるとき、会員の3分の1以上の請求があったとき、又は役員会において開催の請求があったとき地区長が召集する。代表者会は年1回開催する。臨時代表者会は、地区長が必要と認めるとき召集する。役員会は、地区長が召集する。専門部会は、各専門部長が招集する。

(総会)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び会計決算の承認。
- (2) 事業計画及び予算の承認。
- (3) 資産管理報告の承認。
- (4) 会則及び会費の改定の承認。
- (5) 役員を選出及び会の重要事項に関すること。

2 重要事項のうちで急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で承認を得るものとする。

(会議の成立)

第13条 総会は、代表者の過半数の出席を以って成立する。ただし、やむを得ない理由のため出席できないものは、委任状を以って出席者の数に加える。総会の議長は、その総会において、出席した代表者のうちから選出する。代表者会、役員会及び専門部会の議長は、それぞれ地区長及び専門部長が議長となる。会議の議決は、出席した代表者、役員、部員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 対外協力

(協力組織及び委員)

第14条 会は、地域の諸組織及び各種関係委員と協力して、会の目的実現に努める。

(連合組織)

第15条 会は、広域的問題に対処するために、自治会の連合組織に参加し、連絡調整を行うものとする。

## 第7章 会計

(会計年度)

第16条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第17条 会の収入は、会費、交付金、寄付金、その他の収入により運営する。

(会費及び入会金)

第18条 会の会費は、入会金を5千円とし、年会費は1世帯2千5百円とする。賛助会員の会費は別に定める。

2 会費は、組、班及び地区内自治会において徴収し、班長及び地区内自治会長がまとめて、毎年5月に会計納入するものとする。

3 既に納入した会費その他拠出金は、返還しない。

(会計及び資産帳簿の整理)

第19条 会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を希望したときは、閲覧に供する。

## 第8章 監査

(監査と報告)

第20条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

## 第9章 入退会

(加入)

第21条 会に加入しようとするものは、班長及び地区内自治会長を経て、地区長に届け出るものとする。自治会の区域内に入居した世帯又は事業所があったときは、班長及び地区内自治会長は、この会の趣旨を説明し、加入の案内をするものとする。

(退会)

第22条 会員の脱会は、会の区域内に居住しなくなったとき、本人の申し出があった場合とする。

## 第10章 附則

### 1 会則の改廃

会の規約の改廃は、総会の議決を得なければならない。

### 2 規則の制定

役員会は、この規約を実施するにあたって必要がある場合は、規則を定めることができる。

役員会は、規則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

### 3 施行日

(1) 規約は、平成19年9月1日から施行する。

(2) 平成20年4月5日に改正し、同日から施行する。

(3) 平成22年4月18日に改正し、同日から施行する。

(4) 平成27年4月12日に改正し、同日から施行する。

## 新方袋連合自治会役員の報酬と代表者、班長手当及び日当に関する規則

新方袋連合自治会規則第1号

改正 平成27年4月12日

(目的)

第1条 新方袋連合自治会会則(以下「会則」という。)の規定に基づき報酬と手当に関し、必要な事項を定める。

(役員報酬)

第2条 会則の第6条に記載された下記の役員にあつては、一律2万円を支給し日当は支給しない。なお、地区長にあつては2万円を加算する。

- (1) 地区長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 部長 15名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

(代表者、班長手当)

第3条 会則第9条に規定された班長と代表者については、下記の算式によって年度ごとに手当を支給する。

- (1) 代表者は、一律3千円とする。
- (2) 班長は、基本支給3千円に、1世帯当たり350円を担当する世帯数に掛けた金額を支給する。

(日当)

第4条 代表者もしくは会員が、自治会における会議や行事を担当した場合に次の要件に該当した場合は、日当を支給する。

- (1) 役員会であらかじめ承認された会議や行事に出席した場合に、日当として1回500円を支給する。
- (2) 会則第6条の専門部長は、会議や行事の計画と人員について、役員会の承認を得る。実施の期日が迫るなどで役員会に諮れない場合は、地区長の承認を得るものとする。
- (3) 集会所管理部にあつては、集会所の鍵を管理する者に回数に関わりなく月額1千円の日当を支給する。
- (4) 日当の支給は、当該専門部長が取りまとめて執行する。受給者は署名もしくは印をもって受領する。

2 地区集会所の清掃当番には、前項の規定にかかわらず担当した班に対して、一律2千円を支給する。

附則

- 1 この規則は平成19年9月1日から施行する。
- 2 平成20年4月5日に改正し、同日から施行する。
- 3 平成21年4月19日に改正し、同日から施行する。
- 4 平成27年4月12日に改正し、同日から施行する。

## 新方袋地区集会所の運営に関する規則

新方袋連合自治会規則第2号

平成22年4月18日

(目的)

第1条 新方袋連合自治会会則（以下「会則」という。）第3条の規定に基づき新方袋地区集会所の運営に関し、必要な事項を定める。

(使用及び使用料)

第2条 施設や備品等使用許可を受けようとする者は、新方袋地区集会所使用申請書（以下これらを「申請書」という。）を集会所管理部長に提出し許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書は、前月第1月曜日の午前10時から12時に先着順で受け付けるものとする。ただし、集会所管理部長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に地区集会所の名称を利用するとき。

(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。

(6) その他管理上支障があるとき。

4 集会所管理部長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

5 集会所管理部長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、別表に規定する使用料を徴収し、使用許可書兼領収書（以下これらを「許可書」という。）を使用者に交付するものとする。

6 使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更し、又は取消ししようとするときは、速やかに集会所管理部長に届け出なければならない。

7 集会所管理部長は、前項の変更等の申し出を使用日の2日前までに受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、既納の使用料は還付し、許可書を使用者から回収するものとする。

8 施設の使用の許可を受けた者は、使用を開始する際に許可書を提示し、係員の指示に従わなければならない。

9 施設及び備品を引き続いて使用することができる期間は、1日とする。ただし、集会所管理部長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

10 集会所の備品の貸出は、可不可、使用料等について別に定める。

(譲渡等の禁止)

第3条 集会所管理部長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この会則又はこの会則に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

- (3) 係の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 自治会は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(特別の設備等の承認)

第4条 許可を受けた者が、当該施設に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、あらかじめ集会所管理部長の承認を受けなければならない。

(使用料の免除)

第5条 使用料の免除は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本自治会が主催又は共催する事業のために使用するとき。
- (2) 本自治会の各班及び地区自治会が自治会活動のために使用するときは、1年度内3回までは、免除する。

第6条 使用料の免除を受けようとする者は、使用申込の際に集会所管理部長に申請書に記入して申請しなければならない。

2 集会所管理部長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、許可書によって通知するものとする。

(使用終了の届出と損害の賠償)

第7条 使用者は、定められた規定により施設等を原状に回復したときは、速やかに集会所管理部長に届け出なければならない。

2 使用に際し、施設及び設備に損害を与えたときは、集会所管理部長に報告し、指示に従い損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、地区長が定める。

附則

1 この規則は、平成22年4月18日から施行する。

(別表)  
使用料

時間帯 対 象	午 前	午 後	夜 間	終 日
	9 : 00 ～ 12 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	17 : 30 ～ 21 : 30	9 : 00 ～ 21 : 30
会員と家族	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
部 外 者	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円

(様式)

新方袋地区集会所使用申請書

使用許可書兼領収書

**新方袋地区集会所の運営に関する規則第8条の規定に基づき、  
次のように定める**

新方袋連合自治会地区長

平成22年9月4日

1 集会所備品の貸出について

- (1) 集会所内で使用している机、椅子等は貸出しません。
- (2) 倉庫で保管の備品については、有料で貸出します。料金は（料金表）のとおりです。ここに記載のないものについては集会所管理部長の指示に従うものとします。
- (3) 自治会の事業で使用する以外の使用では、料金の減免はしません。ただし、備品の状態等を考慮して料金の変更をする場合があります。
- (4) 使用する備品の運搬や備付けは使用者が行ってください。また、使用によって破損汚損した場合は、使用者が原状回復してください。

2 集会所の環境維持について

- (1) 集会所内は全面禁煙とします。
- (2) 備付けの厨房器具以外の火器の持込みは禁止します。
- (3) 事後に使用する者が不快をおぼえるものを持ちこまないでください。
- (4) 空き瓶、カン、ゴミは、使用者が持ち帰ってください。
- (5) 冷蔵庫の使用は、使用者の使用期間内とします。集会所使用後に、開封、未開封を問わず、飲料や食物類等を置かないでください。

3 集会所の定期清掃について

- (1) 新方袋連合自治会規則第1号 第4条 第2項で規定した地区集会所の清掃当番については、平成22年4月から「西八木崎ボランティアグループ」に委託します。
- (2) 前号の規定は、当自治会役員会の協議により毎年度継続できます。

4 集会所の使用申込について

- (1) 新方袋地区集会所の運営に関する規則 第5条及び第6条に規定する使用料の免除は班長が申請してください。
- (2) 新方袋連合自治会会則 第4条及び第5条の目的と事業に沿う申請があった場合は、集会所管理部長は使用料を免除します。

附則

- 1 この定めは、平成22年4月18日から施行します。
- 2 平成22年9月4日に改定し、同日から施行します。

（料金表）

備 品 名	期 間	金 額	備 考
机、椅子	1 回 1 日	1 脚 2 0 円	
テント	1 回 1 日	1 張 5 0 0 円	
リヤカー	1 回 1 日	1 台 2 0 0 円	